

講 評

I ある種明かし

実はこの問題は、今年度の民法演習Ⅱの中間到達度確認試験の問題を微修正して使い回したものです。基本問題を取り上げながら少し応用的な考察を要する点、および、条文をきちんと確認してもらうことを課題にする点で、2年次生には少し難しいけれども、わりあい良い問題だと思っていました。毎週のように問題を作成していて息切れしたので少し手を抜くという意図もあったことは否定しませんが、最も気になったのは、3年次生との比較をすればどうか、ということを検討する素材となる、という点でした。2年次の私のクラスの起案者は12名と民法展開演習の2クラス合計の11名とほぼ々規模であることから比較がしやすいと思われました。

II 全体の評価

A+ : 90点以上 非常に優秀、A : 80点台 優秀、B : 70点台 良好、C : 60点台 合格、D : 50点台 もう一息頑張れ、E : 40点台 基本を確実に、F : 40点未満 足切りの危険、という評価分布で見ますと、2年次生が、B1名、C4名、D3名、E3名、F1名だったのに対して、3年次生は、A3名、B1名、C2名、D2名、E2名、F1名でした。やはり、3年次の選択科目である民法展開演習の履修者である皆さんの方が、論述の構成や重要論点の拾い方が全体にかなり良いと思います。

成績が不振だった人は、基本知識をしっかりと点検できる機会が得られたと前向きに捉えてください。再起案を求めるのは、まさにそのためです。

III 主要論点

1 問1前段：全部解除と一部解除

一部履行不能による全部解除や定期行為を理由とする全部解除が理論的にはありえます。しかし、本問の売買契約は、北の美味祭の目玉として来客数を増やし、転売利益を獲得するのが主たる目的でしょうし、500箱は可分な給付ですから、すでに問題なく売れた19箱やこれからも契約通りの給付が可能な80箱について、契約の効力を失わせる必要は、原則としてないはずです。仮に全部解除すると、現物返還ができない19箱については前渡金の返還請求権と価額償還債務の相殺という少々面倒な清算関係になります。それゆえ、輸入が止まって履行が期待できない400箱とクレームがついてすでにYに返品されている1箱の部分だけを解除できるとするのが妥当な問題解決でしょう。

なお、未履行の480箱について、代金減額を論じている起案は、いわゆる担保責任が目的物の引渡し後にのみ適用されるという562条・563条の条文文言を見落としていますので、本来ならダメですが、代金減額請求が一部解除に当たるので、部分的な評価をしています。

2 問1前段その2：クレームがついた箱の扱い

契約不適合の履行になりますし、今から顧客に売り直すことはできませんので、その売買契約部分を解除することになります。すでに目的物がYに返送されているので、すでに解除されているという理解も成り立ちます。いずれにしても、400箱の履行不能とは別に考えておく必要があります。

3 問1後段：解除の効果としての原状回復

解除だけを論じている起案は、問1後段の質問の意味が理解できていません。解除も取消しも要件だけでなく効果を論じなければいけません。解除の場合には前渡金をどう清算するかが主要な問題です。

4 問2：逸失利益の損害賠償請求

逸失利益の内容が問1の問題処理と整合しているか、請求が賠償されるべき範囲(416条)に入るか、免責事由がないか(415条1項)の3点の論述が必要です。逸失利益の単純な計算ができていないと減点しています。損害賠償の範囲については416条を摘示して相当因果関係の範囲内の通常損害とするのが正解ですが、特別損害としても契約時に企画を説明しているので予見可能でしょう。その予見可能性と債務不履行の予見可能性は別問題であり、戦争・天災などは不可抗力の典型ですから免責事由があるというべきです。

5 問3：保証関係

電磁的記録による書面性の充足(446条3項)、事業債務個人保証の要件や例外および保証債務の及ぶ範囲を記述していただきたかったのですが、公正証書の要否を正しく答えられた人がいませんでした。これを機会に保証の個所の条文をしっかりと確認する必要があることを意識してください。最後の論点は、保証における典型論点ですが、やはり時間配分の問題で書き切れなかった者が多く、もったいないです。最初の論点確認・起案構成・時間配分計画を意識するというのも今回の試験の重要なテーマでした。